

平成 27 年度第 3 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 27 年度第 3 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 27 年 9 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 15 名

(事務局) 5 名

欠席委員 6 名

3. 議案

議案第 9 号… 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (5 件)

議案第 10 号… 非農地証明願の審議について (1 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 27 年度第 3 回農業委員会定例総会の開会宣言
本日の出席数は 15 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (9 番 ●●委員 10 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 9 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 12 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●●●●番 面積 16 m²
同所同字●●番 面積 68 m²
同所同字●●番 面積 109 m²
合計面積 193 m²

台帳・現況とも畑で、譲渡理由は売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月7日に、事務局の●●さんと譲受人の●●さんとその娘さん立会のもと現地確認を行いました。土地は民家の裏に位置し、野菜などが採りやすい環境です。●●さんも娘さんも農作業が日課であるそうです。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業を日課としており、年間150日以上農作業に従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思いますので、審議をお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業兼●●

土地の所在は、●●字●●番 地目は台帳・現況とも畑 面積 218 m²

譲渡理由は、売買です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月7日に現地確認を行いました。今後の耕作が難しい譲渡人の●●さんは、畑の荒廃を防ぐ為、今回の所有権移転の申請をされました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は既に野菜等が植えられており、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、年間で農作業に150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この案件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第14号（使用貸借）

[会長]

この案件は、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当する自己の案件となりますので、●●組合理事である、●●委員と●●委員は議事参与できないことを申し上げます。

[事務局 ●●説明]

貸人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

借人は、仁淀川町●●の●●法人●●組合 代表理事●●さん

土地は全部で4筆あり、所在は、

●●字●● ●●番 面積 314 m²

同所同字●●番 面積 698 m²

同所同字●●番 面積 810 m²

同所同字●●番 面積 175 m²

合計面積 1,997 m²

全筆台帳・現況ともに畑となっております。

譲渡理由は使用貸借による15年間の設定です。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月18日に、現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●組合さんは、農業生産法人の要件を満たしていることを確認。
3. 権利を取得する●●組合さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
4. 権利を取得する●●組合さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思いますので審議を宜しくお願いします。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、奈良県大和郡山市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況とも畑 面積 262 m²

同所字●● ●●番 台帳・現況とも畑 面積 250 m²

合計面積 512 m²

譲渡理由は、売買です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月18日に譲受人の●●さんと事務局●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件は、全員賛成により原案通り可決。

○受付第16号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●●番 地目は台帳・現況とも畑 面積 56 m²

譲渡理由は、売買です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

9月24日に現地を確認しました。現地は家の裏にあり、譲受人の●●さんは野菜を植えた
いそうです。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することは間違いありません。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

6. 権利を取得する●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、問題ないと思います。

この件は、全員賛成により許可と決定する。

議案第10号

(非農地証明願の審議について)

○受付第4号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●の●●さん

土地の所在は、●●字●● 面積 4,277 m²

地目は、台帳は畑、現況は山林となっています。

転用された時期は、平成5年。

転用した理由及び現在の状況は、父の死後、畑として利用しなくなり山林となっている。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月7日に事務局の●●さんと現地確認を行いました。写真のとおり20年くらいのクヌギが植わっており、農地への再生は不可能と思われます。

この件については、全員賛成となり非農地と承認する。

その他

- ・引き続き、農地の利用状況調査と利用意向調査のお願い。
- ・全国農業新聞購読の推進。

[会長] 以上で平成27年度第3回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員